

# 事業計画

2022年4月～2023年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

## 事業計画

- (1) 2022 年度授業目的公衆送信補償金の支払申請受付を行う。
  - ① 4 月 1 日に手続き受付システム「TSUCAO」（つかお）により受付開始
  - ② 収受見込み額 4,800,000 千円
  - ③ 収受開始から 3 年経過後の規程見直しに備え、管理実務を通じて現行規程の課題等を整理
  
- (2) 補償金利用報告関係業務を行う。
  - ① 一般社団法人輿論科学協会、株式会社クロスワープへの継続委託
  - ② 分配業務受託団体、整備協力団体の決定・調整対応
  - ③ 教育機関設置者から提出された 2021 年度利用分利用報告の整備
    - (ア) 整備協力団体・受託団体への回付
    - (イ) SARTRAS 整備担当分対応
    - (ウ) 必要な団体間調整、支援
  - ④ 2021 年度分補償金分配（9 月予定）に必要な事務対応
  - ⑤ 教育機関設置者から提出された 2022 年度利用分利用報告の整備
    - (ア) 整備協力団体・受託団体への回付
    - (イ) SARTRAS 整備担当分対応
    - (ウ) 必要な団体間調整、支援
  - ⑥ 2023 年度利用分以降の利用報告、分配方法に関する検討
  
- (3) 著作権法第 104 条の 15 第 1 項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（以下「共通目的事業」という）の実施
  - ① 共通目的事業の決定
  - ② 自主事業の実施・助成事業への助成事務
  - ③ 実施完了事業の検証
  - ④ 共通目的基金の管理
  
- (4) SARTRAS ライセンスにつき、検討を継続
  - ① 独禁法及び知的財産ガイドラインを遵守したライセンスの検討  
※ 実現可能な具体案がまとまったところで実施時期等を決定
  - ② 教育関係者のニーズ調査（前年度より継続）
  - ③ ライセンス実施までの代替案の検討
  
- (5) 著作権普及啓発事業を実施する。
  - ① オンライン説明会の開催
  - ② 動画解説コンテンツ等の充実化
  - ③ 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携（講演者派遣等）
  - ④ 問合せ専任担当者の継続設置
  
- (6) 制度の実施後の対応や具体的な普及啓発事業の提案等について、意見交換等を行うための著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（設置されるワーキング・グループを含む）の事務局として、フォーラムの実施・運営を継続して行う。

- (7) ウェブサイトを運営し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めるなど、必要な広報を行う。
- (8) 利用報告の精度向上や利用者の利便性向上等のため「TSUCAO」に必要な改修を施す。
- (9) 法人運営について必要な対応を行う。
- ① 理事会を年 12 回程度、定時社員総会（役員選任）を 6 月に開催
  - ② 共通目的事業委員会、分配委員会その他設置された委員会の運営
  - ③ 本会の業務を適切に運営するため、将来の SARTRAS ライセンス管理業務の開始も視野に入れつつ、人員体制の強化、整備を図る
  - ④ 会費及び管理手数料等を適正に管理

2022 年度会費収入予定額	600 千円
2022 年度管理手数料収入予定額	480,000 千円（見込）から 2021 年度管理手数料を減じた額
  - ⑤ 2022 年度より公認会計士による監査を実施予定
  - ⑥ インボイス制度への対応方法を検討